

☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆！！九段会計通信！！☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆

◇九段会計通信 Vol.99 のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
  - 源泉税と源泉徴収義務について
- 東京経営者大学のご案内！
- 労務情報
- 編集後記

こんにちは！代表の高木です。

秋晴れの心地よい季節となりました。

スポーツの秋といいますが、近年、学校の運動会は春に行っているところが増えているそうですね。地球温暖化などで残暑が一段と厳しくなり、熱中症の危険が高まっていることも背景にあるとか。

最近、朝夕冷えてきましたので、体にはくれぐれも気をつけて下さい。

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しく願い致します！

代表・税理士 高木 功治

┌ ───┘ 多■こんなときどうなる？身近な税務トピック



～源泉税と源泉徴収義務について～

お給料を従業員さんに支払った場合、源泉税を天引きして従業員さんに支払っています。逆に従業員さんは、自分のお給料から源泉税が天引きされて手取額が会社から支払われます。

ずっと、この形式でお給料を支払っていると、源泉税を天引きする事が当たり前のような感覚になりますが、そもそも源泉税を、何故、天引きしなければならないのでしょうか？

(江戸時代とかには、こんな制度はなかったはず?)

今回は、源泉税と源泉税を天引きしなければならない義務(源泉徴収義務)について解説致します。

## 1. 源泉徴収制度の意味合い

### (1) 源泉徴収制度の創設

源泉税は、イギリスでナポレオン戦争時の戦費調達のために始まったものと言われています。日本では、戦時中の1940年に戦費調達の目的で始まり、以後、日本の税制として定着をしています。

### (2) 源泉徴収制度の特徴

例えば、法人税や事業所得・不動産取得などに関する所得税は、前年の納税実績に応じた予定納税がありますが、基本的に、会計期間が終了してから納税額が決まり、申告・納付を行います。また申告・納付の制度は、個人及び法人の自主性に任されており、脱税等は取り締まりがありますが、自己で税金を完結させる形になっています。

一方、源泉税は毎月の給与等から天引きをされていきます。つまり、納付のサイクルが法人税や事業所得・不動産取得などに関する所得税などに比べると早いです。また、納税者の自主性に任せる納付形式ではなく、会社で天引きをする形なので、効果的かつ効率的な徴税手続きであると言えます。

### (3) 年末調整

給与の源泉徴収実務で一番大変なのが、年末に行う年末調整ではないでしょうか？扶養控除申告書や保険金の控除証明書をそろえたりなど、手続きがかなり多いです。源泉税と年末調整を日本ではセットのように語られる事が多いですが、実は国によって源泉税と年末調整の関係性はかなり違います。(財務省HP)  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/058.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/058.htm)

例えばアメリカでは源泉税はありますが、年末調整制度はありません。年末調整は会社ではなく納税者に任されており、給与所得者の全員が確定申告をする事になります。自主性を重んじる側面からアメリカらしいとも言えますね。

一方、日本では年間の給与が2,000万円超の方以外は、確定申告義務がなく、多くは年末調整のみで所得税の計算が完結します。納税者にとって実務的には簡便ですが、納税者本人が税金を負担しているにも関わらず、自分がどれくらい税金を負担しているかという感覚が薄くなる欠点があります。

## 2. 源泉徴収義務者とは

### (1) 法人の場合

全ての法人に源泉徴収義務があります。

## (2) 個人の場合

次の2つのどちらかに当てはまる方は、源泉徴収義務がありません。

- ① 常時2人以下の家事使用人だけに給与や退職金を支払っている人
- ② 給与や退職金の支払がなく弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人

## (3) 具体例

個人事業主が弁護士さんに報酬を支払った場合、

従業員さんにお給料を支払っている場合は、弁護士さんから源泉税を天引きすべきです。

従業員さんにお給料を支払っていない場合には、弁護士さんから源泉税を天引きする必要はありません。個人事業主の方はお気を付けください。

## (4) 課税関係

源泉税とは、所得税の一部を個人から前取りして、会社が納付するものです。

すなわち、個人が直接負担する税金（直接税）ですが、

個人が課税庁（国）に直接納付するものではないため、課税関係がありません。

例えば会社が源泉徴収義務者であるにもかかわらず、

従業員さんや士業の方から源泉税を天引きしなかった場合、または、天引きした源泉税を納付しなかった場合は、従業員さん等に延滞税等のペナルティは発生しません。源泉税を納付する義務があるのは会社なので、会社の側にペナルティが発生します。

1つ事例を考えますと、例えば設計料を個人の建築士さん等に支払った場合、設計料は源泉税の対象となる支出に該当します。

この場合、うっかり源泉税の計算を忘れて設計料を支払った場合、源泉税も込みで支払っているので、建築士さんが課税庁に源泉税を納付すればいいのかと考えてしまいます。ですが、源泉税はあくまで源泉徴収義務者が納付すべきもののため、建築士さんから源泉税部分を返してもらい、その税額を課税庁に納付する必要があります。放置した場合、源泉徴収義務者が税務署から指摘を受けてしまう事になります。


このように、源泉税は多くの日本人にとって当たり前の税金となっていますが、納税者があまり意識出来ない税金という事で、実はかなり特殊な税金（徴税手段）となっています。

また、源泉税は会社にとって、自己の税金ではないにも関わらず、納税義務が生じてしまう厄介なものでもあります。

源泉税の天引き及び納付については、是非お気を付け下さい。

ご質問等不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至

「」 多■東京経営者大学のご案内！

「」  
「」

---

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた  
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために  
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、  
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、  
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、  
顧問させていただいている私たちの立場から、  
継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、  
短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、  
今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、

新たなビジネスチャンスを探った方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、

各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：森戸 将登・武井 愛実

〱 〱 ■ 労務関係



今年の10月から、育児休業期間が変わりました。

これまで育児休業期間は原則1年、保育園に入れないなどの場合は  
最長6カ月間まで延長できることになっていました。

しかし延長できる期間が1年になり、最長2年まで育児休業がとれるようになりました。

これにより、次年度の入園まで育児休業がとれるので、

今まで保育園に入れず、やむなく離職していたケースも減るのではないのでしょうか。

働くお母さんにとっても、雇用主にとってもよくなるかと思います。

ただ、保育園不足問題は解決していないので、

本当に効果があるかはわかりませんが・・・

少なくとも、これから育休を取得する従業員の方がいる事業者様は  
変更があったことをご認識いただければと思います。

〱 〱 ■ 編集後記



いよいよ今年もあと3か月を切りました。

毎年ここから年が明けると、とても早いように感じます。

毎年反省している年賀状の発送の遅れを、今年こそ改善したいと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓



☆広告

★FaceBook やっています！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MA S(マス)」。  
経営計画の策定や月次管理のお手伝いを行います。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail [info@kudan-tax.jp](mailto:info@kudan-tax.jp)